

gendai.ismedia.jp

4月から18歳が成人に…多くの人が知らない「18歳成年制度」の本当の意味(広井 多鶴子) @gendai_biz

広井 多鶴子 プロフィール



変わるべきは若者ではなく大人と社会

二つ目は、民法の成年以外に法律上様々な年齢区分があり、民法の成年は実はそうした年齢区分の一つにすぎないからです。H.P.チュダコフ(1994)は、20世紀は子どもの発達や教育を年齢によって区分し、スケジュール化することによって、年齢階梯による子どもの集団化・組織化が進行した時代だと指摘しています。

そうしたスケジュール化の結果、民法の定める成年制度の他に、様々な年齢階梯が設けられてきました。戦後、民法の成年と選挙権年齢と少年法上の年齢区分は20歳で統一されましたが、労働基準法と児童福祉法は18歳未満を保護年齢とし、婚姻年齢は今回の民法改正で男女とも18歳に統一されるまで、民法の成年年齢とは別に設定されていました。一方、喫煙と飲酒は、今回の法改正で成年年齢と切り離されました。

こうした様々な年齢区分ゆえに、成年年齢に達したらできることもできないことも、様々な経緯や基準で創られた法的行為の寄せ集めとなり、民法上の成年の意味はかなり限定されたものになりました。

今、法務省の広報誌は、「民法が定める成年年齢には、(1)一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、(2)父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります」というように説明しています(<https://www.moj.go.jp/content/001300586.pdf>)。しかし、こうした民法上の限定された成年の説明では、成年とはどういうものなのか、よく分からないのではないのでしょうか。

その一方で、明治民法の制定以来、民法上の20歳成年制度は、成年に関する「一般ノ制」を意味するものと位置づけられてきました。この「一般ノ制」は、後述するように、法的な行為をなしうるだけの精神的な成熟を基準とする新たな成年制度を作り出すものでした。

そのため、**2009年**に成年年齢の引き下げを提案した法制審議会では、若者の精神的な成熟度が主な議題とされ、今の若者の未熟さや成熟の遅れが様々に指摘されました。しかし、成年年齢を若者の精神的成熟度の問題として捉えるこうした議論が、成年年齢というものを分かりにくくしている三つ目の要因ではないかと思います。成熟が遅れているのに、成年年齢を引き下げるといいますから。

法制審議会はそれゆえ、大人としての「自覚を高める」ということばで、成熟の遅れという現状認識と成年年齢の引下げとのつじつま合わせをしました。そして、**18歳成年制度**を「若年者が将来の国づくりの中心である」という強い決意を示し、社会に「大きな活力」をもたらすものであると位置づけました(https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi2_090729-1.html)。

こうした法制審議会の議論は、成年制度は実は若者の「自覚」の問題でも「成熟度」の問題でもなく、今後の「国づくり」という社会構想に関する問題であり、国家・社会の側の問題だということを明らかにするものと言えるでしょう。裏を返せば、これまで日本社会は、成年制度を若者の成熟度の問題にすることで、他の多くの国が成年年齢を引き得下げ、**18歳**を成人と見なすようになってからも、**10代**の若者を「将来の国づくりの中心」に据えようとしてこなかったということです。